### アリケイス®による治療を受ける方へ



# 知っておこう! 利用可能な 医療費の負担を軽くする公的制度

#### 高額療養費制度とは?

#### 制度の概要

高額療養費制度とは、1ヵ月(同じ月の1日から末日まで)の医療機関または薬局での支払いが自己負担の限度額を超えた場合、その差額分が払い戻される制度です。申請すれば誰でも払い戻しを受けることができ、年齢や所得に応じた限度額が設定されています。ただし差額ベッド代や食費、先進医療などは支給の対象にはなりません。

(例)

健康保険の給付分
7割 70 万円

高額療養費の払い戻し
21万2,570円

高額療養費をつかうと

高部療養費をつかうと

自己負担限度額 8万7,430円
年4回目以降は限度額がさらに下がります

#### 申請の方法

あらかじめ健康保険組合などに申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、医療機関ごとの支払いを自己負担限度額にとどめることができます。

詳細は医療機関の医療支援相談室や加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

事前申請

「限度額適用認定証」あるいは 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入手 入手には約1週間かかります

医療機関での支払いの際、 「**認定証と健康保険証**」を提示

★認定証は申請が受け付けられた月の1日から有効で、有効期限は最長1年

事後申請

医療機関での支払い後、各健康保険に応じた 必要書類(**支給申請書**)を入手 加入している公的医療保険の窓口に**支給申請書**を提出 (オンライン・郵送)

申請不要

70歳以上で住民税を支払っている世帯

高齢受給者証と健康保険証を提示

マイナンバーカードを健康保険証に利用

マイナンバーカードの提示

認定証の入手先

国民健康保険:役所 協会けんぽ:お住まいの地域の各支部 それ以外:お勤め先または該当の健康保険組合



#### 高額療養費制度とは?

#### 毎月の自己負担限度額

自己負担限度額は年齢と所得に応じて決められており、計算にあたっての主なルールは以下の通りです。

#### 自己負担限度額の計算ルール

- 暦月ごと(1日から末日まで)
- 医療機関ごと(同じ医療機関でも医科と歯科、入院と外来は別計算です)
- ただし、院外処方せんによる薬剤費などは、処方せん発行元の医療機関の自己負担額と合算することができます。
- 公的医療保険が適用される範囲に限りますので、差額ベッド代や食費、先進医療などは支給の対象にはなりません。
- 世帯合算を活用すると、複数の医療機関の受診や、同じ世帯の方(同じ公的医療保険に加入している方)の受診の自己負担額を合算することができます。ただし、69歳以下の方については、自己負担額が21,000円以上の場合に合算の対象となります。

#### 69歳以下

| 適用区分 |   | ひと月の上限額(世帯ごと)              |
|------|---|----------------------------|
| ア    | 年収約1,160万円~<br>健保:標報83万円以上<br>国保:旧ただし書き所得901万円超             | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% |
| 1    | 年収約770万円〜約1,160万円<br>健保:標報53万〜79万円<br>国保:旧ただし書き所得600万〜901万円 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% |
| ウ    | 年収約370万円〜約770万円<br>健保:標報28万〜50万円<br>国保:旧ただし書き所得210万〜600万円   | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%  |
| I    | <b>〜年収約370万円</b><br>健保:標報26万円以下<br>国保:旧ただし書き所得210万円以下       | 57,600円                    |
| オ    | 住民税非課税者   | 35,400円                    |

|  | 4回目以降<br>(多数回該当) |
|--|------------------|
|  | 140,100円         |
|  | 93,000円          |
|  | 44,400円          |
|  | 44,400円          |
|  | 24,600円          |
|  |                  |



# 70歳以上~74歳以下

| 適用区分  |  | ひと月の上限額                         |             |
|-------|--|---------------------------------|-------------|
|       |  | 外来(個人ごと)                        | 外来+入院(世帯ごと) |
|       | 年収約1,160万円~<br>標報83万円以上/課税所得690万円以上            | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%      |             |
| 現役並み  | 年収約770万円~約1,160万円<br>標報53万円以上/課税所得380万円以上      | 167,400円+(医療費-558,000円)×1%      |             |
|       | 年収約370万円~約770万円<br>標報28万円以上/課税所得145万円以上        | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%       |             |
| - 般   | 年収約156万円~約370万円<br>標報26万円以下/<br>課税所得145万円未満等*1 | 18,000円 (年間上限 144,000円) 57,600円 |             |
| 非住民税等 | Ⅱ 住民税非課税世帯                                     | 8,000円                          | 24,600円     |
|       | I 住民税非課税世帯<br>(年金収入80万円以下など)                   | 0,000円                          | 15,000円     |

|   | 4回目以降<br>(多数回該当) |
|---|------------------|
|   | 140,100円         |
|   | 93,000円          |
| , | 44,400円          |
|   | 44,400円          |

# 75歳以上

| 適用区分 |   | ひと月の上限額   |             |
|------|---|---|-------------|
|      |   | 外来(個人ごと)  | 外来+入院(世帯ごと) |
|      | <b>年収約1,160万円~</b><br>課税所得690万円以上                                     | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%  |             |
| 現役並み | <b>年収約770万円~約1,160万円</b><br>課税所得380万円以上                               | 167,400円+(医療費-558,000円)×1%  |             |
|      | 年収約370万円~約770万円<br>課税所得145万円以上  | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%   |             |
| 一般   | 課税所得28万円以上でかつ<br>年金収入+その他の合計所得金額が以下の方<br>単身世帯:200万円以上<br>複数世帯:320万円以上 | 6,000円+(医療費-30,000円)<br>×10%* <sup>2</sup><br>または18,000円のいずれか<br>低い方(年間上限 144,000円) | 57,600円     |
|      | 課税所得145万円未満*1   | 18,000円<br>(年間上限 144,000円)  | 57,600円     |
| 非課税等 | Ⅱ 住民税非課税世帯  | 8 000m  | 24,600円     |
|      | I 住民税非課税世帯<br>(年金収入80万円以下など)  | 8,000円  | 15,000円     |

|  | 4回目以降<br>(多数回該当) |
|--|------------------|
|  | 140,100円         |
|  | 93,000円          |
|  | 44,400円          |
|  | 44,400円          |
|  | 44,400円          |
|  | 44,400FJ         |

<sup>\*1</sup> 世帯収入の合計額が520万円未満(単身世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含む \*2 窓口負担割合が2割になることに伴う令和7年9月30日までの配慮措置

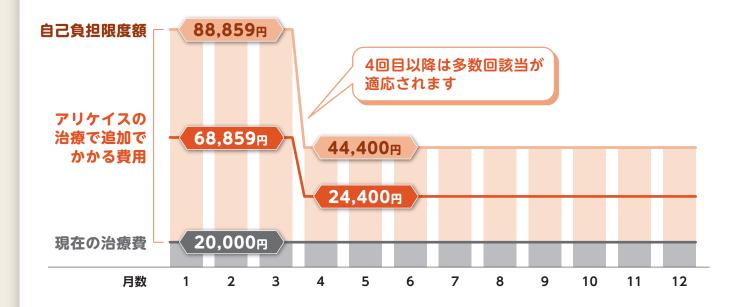
# アリケイスを使った場合の費用例をみてみましょう



#### ありささんの場合

[63歳女性]

|                          | 収入(世帯年収)      | 約370万円~約770万円   |
|--------------------------|---------------|-----------------|
|                          | 窓口負担割合        | 3割              |
|                          | 1ヵ月あたりの現在の治療費 | 20,000円         |
| アリケイスを4週間分(28末)受け取る。外李道ス |               | 28木) 受け取る 外本道 λ |



| 窓口で支払う金額<br>(自己負担限度額-現在の治療費) |         |
|------------------------------|---------|
| 初回から3回目                      | 68,859円 |
| 4回目以降                        | 24,400円 |

| 年間の     | 1年目   | 666,177円 |
|---------|-------|----------|
| 自己負担上限額 | 2年目以降 | 532,800円 |

- ※上記の金額は目安となります。
- ※通院・入院状況により、実際に窓口でお支払いいただく金額が 変わることがあります。

# ご自分の費用について知りたい方は、医

患者さん向けサイト「アリケア.net」上に公開している「**医療費簡易計算ツール**」では、 アリケイスを検討中の患者さんが、高額療養費制度を活用した際の自己負担額を シミュレーションすることができます。

アリケイス吸入療法のための アリケア.net https://aricare.net



#### 医療費簡易計算ツール

スマートフォンで 二次元コードを読み取り アクセスしてください!





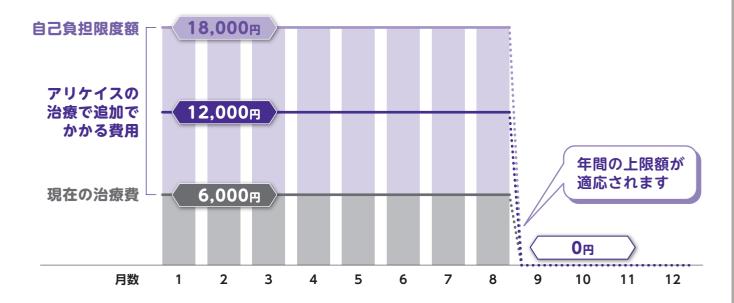




#### けいこさんの場合

[74歳女性]

| 収入(世帯年収)                 | 約156万円~約370万円 |  |
|--------------------------|---------------|--|
| 窓口負担割合                   | 2割            |  |
| 1ヵ月あたりの現在の治療費            | 6,000円        |  |
| アリケイスを4週間分(28木)受け取る、外来導入 |               |  |



| 窓口で支払う金額<br>(自己負担限度額 – 現在の治療費) |         |
|--------------------------------|---------|
| 初回から8回目                        | 12,000円 |
| 9回目以降                          | 0円      |

| 年間の     | 1年目   | 144,000円 |
|---------|-------|----------|
| 自己負担上限額 | 2年目以降 | 144,000円 |

## 療費簡易計算ツールを使ってみましょう

#### **「スマートフォンの操作が不安な方は、お電話でもシミュレーションが可能です」**

ご自身の「年齢」「所得」など、必要な情報をご準備の上、アリケアサポートまでお電話ください。 コールセンターの専任スタッフが、患者さんに代わってWebを操作し、自己負担額(目安)をお伝えいたします。お気軽にお電話ください。

アリケア サポートの専用コールセンター

**©**0120-384-600

[朝8時~夜10時 365日]





#### 付加給付制度とは?

#### 制度の概要

付加給付制度とは、高額療養費に上乗せして医療費が払い戻される制度です。

1ヵ月の医療費が高額療養費の限度額を上回った場合、その超えた分が払い戻されます。

上限額は各健康保険組合によって異なりますが、厚生労働省は25,000円を上限とするよう指導しています。 ただし、全ての健康保険にこの制度があるとは限りません。ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。



#### 給付について

加入している健康保険が

「国民健康保険」あるいは、

「協会けんぽ(全国健康保険組合)」でないことを確認

2023年9月の段階では適用されていません

お勤め先の福利厚生を確認

一般的に特別な申請は不要です。 支払いの約3ヵ月後に給与口座に振り込まれるケースが大半ですが、 詳しいことは加入している健康保険組合にご確認ください

#### 医療費控除について

その年の1月1日から12月31日までの間に、患者さんまたはご家族(生計を一にする親族)の支払った医療費が一定額を超えた場合、超えた分が医療費控除となり、確定申告をすると税金が還付される制度です。医療費控除の対象となる医療費の合計金額は、10万円または総所得金額の5%のいずれか低い方の金額が最低限度額と決められており、それを超えた金額が医療費控除の対象となります。高額療養費と異なり、治療のためのマッサージなどの保険適用外の医療費や通院時の交通費なども控除の対象となります。



詳細は国税庁のホームページをご参照ください。(https://www.nta.go.jp)

#### 引用•参考資料:

高額療養者制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から) (PDF) (厚生労働省保険局) https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf (2023年10月1日利用) 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて(お知らせ) (PDF) (厚生労働省・警察庁・消費者庁) https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000977090.pdf (2023年10月1日利用) 福島敏之、ケアマネ・相談援助職必見 現場で役立つ! 社会保障制度活用ガイド 2022年版. 中央法規出版株式会社; 2022. pp143-159.

冊子に記載されている内容は、2023年9月時点の情報をもとに作成されています。 制度の改正に伴い、冊子内に記載されている金額や対象などが変更になることもありますのでご注意ください。

Insmed®, Insmed logo, インスメッド®, and アリケイス® are registered trademarks of Insmed Incorporated.
All other trademarks referenced herein are the property of their respective owners.